

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所
大強度陽子加速器における原子核素粒子共同利用実験審査委員会規程

平成18年3月27日
規程第30号

改正 平成19年12月26日規程第63号

改正 平成21年 3月31日規程第61号

改正 平成21年12月25日規程第118号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所(以下「研究所」という。)に、大強度陽子加速器における原子核素粒子共同利用実験審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究所長の求めに応じ、大強度陽子加速器施設の50GeVシンクロトロンを用いて行う原子核素粒子共同利用実験の申請課題について、採択の適否を審査するとともに50GeVシンクロトロンを用いる研究計画に関わる重要事項を審議する。

2 前項の審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 学問上の価値
- (2) 技術的な実行の可能性
- (3) 実験組織の能力
- (4) 全体の実験計画との関連

(報告・助言)

第3条 委員会は、採択された実験計画の実験責任者に対し、実験計画の進捗状況について報告を求め、必要に応じ助言を行うことができる。

(組織)

第4条 委員会は、研究所の目的たる研究と同一の研究に従事する者15人以内をもって組織する。

2 委員の選出に当たっては、運営会議の議を経るものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、引き続き再任することはできない。ただし、補欠委員についてはその任期が2年を超えないときは、1回に限り再任することができる。

3 特別な事由により運営会議において承認された委員の任期は、さらに2年を上限に延長することができる。ただし、通算の任期が6年を超えることはできないものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから所長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。ただし、半数の委員は、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成19年12月26日規程第63号)

この規程は、平成19年12月26日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月31日規程第61号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日規程第118号)

この規定は、平成21年12月25日から施行する。